

介護サービス関係 Q&A集

十三 契約書	十三 契約書	×
十四 その他報告に関する必要と認められる事項	十四 その他報告に関する必要と認められる事項	×

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課（共通）	232	02 居宅サービス共通	【居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について	サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。	<ul style="list-style-type: none"> これらの加算については、算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月の翌月 10 日までに、L I F E への情報提出を行っていただくこととしている。 当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提とした、短期間の入院等による30日未満のサービス利用の中断については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。 一方、長期間の入院等により、30日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。 <p>※ サービス利用開始時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算</p> <p>※ サービス利用終了時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。</p>	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	2
老人保健課、高齢者支援課（共通）	413	03 施設サービス共通	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、施設系サービス、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生の管理、口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。	<p>差し支えない。</p>	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	80
老人保健課、高齢者支援課（共通）	425	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算、褥瘡指導対策管理の算定	褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していることが要件となっているが、医師の事由等により参加できない場合は、当該医師の指示を受けた創傷管理関連の研修を修了した看護師や皮膚・排泄ケア認定看護師が参加することにして差し支えないか。	<p>差し支えない。</p>	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	99
老人保健課、高齢者支援課（共通）	426	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	自立支援促進加算について	加算の算定を開始しようとする場合、すでに施設に入所している入所者について、提出が必要な情報は、当該時点の情報に加え、施設入所時の情報も必須なのか。	<p>既に施設に入所している入所者については、入所時の介護記録等に評価が可能であれば、施設入所時の情報を提出していただきたいが、やむを得ず仮に提出ができない場合であっても、加算の算定ができなくなるものではない。</p>	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」	100
老人保健課、高齢者支援課（共通）	430	03 施設サービス共通	【居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について	サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。	<ul style="list-style-type: none"> これらの加算については、算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月の翌月 10 日までに、L I F E への情報提出を行っていただくこととしている。 当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提とした、短期間の入院等による30日未満のサービス利用の中断については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。 一方、長期間の入院等により、30日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。 <p>※ サービス利用開始時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算</p> <p>※ サービス利用終了時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算</p>	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	2
老人保健課、高齢者支援課（共通）	432	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	本加算の目的にある「入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図ること」とはどのような趣旨か。	<ul style="list-style-type: none"> これまで、 一 寝たきりや不活発等に伴う廃用性機能障害は、適切なケアを行うことにより、回復や重度化防止が期待できること 一 中重度の要介護者においても、離床時間や座位保持時間が長い程、A D L が改善すること <p>等が示されており（※）さらに、日中の過ごし方を充実したものとすることで、本人の生きがいを支援し、生活の質を高めていくこと、さらには、機能障害があっても A D L および I A D L を高め、社会参加につなげていくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険は、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービス提供することを目的とするものであり、本加算は、これらの取組を強化し行っている施設を評価することとし、多職種で連携し、「尊厳の保持」、「本人を尊重する個別ケア」、「寝たきり防止」、「自立生活の支援」等の観点から作成した支援計画に基づき、適切なケアを行うことを評価することとしたものである。 <p>※ 第185回社会保障審議会介護給付費分科会資料123ページ等を参照 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000672514.pdf</p>	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	4

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
老人保健課、高齢者支援課（共通）	433	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	「個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組」とは、どのような取組か。また、希望の確認にあたっては、どのようなことが求められるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、要介護状態となる以前の生活にどれだけ近づけるかという観点から、個々の入所者や家族の希望を聴取し、支援計画を作成し、計画に基づく取組を行うなど本人を尊重する個別ケア等により、入所者や家族の願いや希望に沿った、人生の最期までの尊厳の保持に資する取組を求めるものである。 ・ なお、個々の入所者の希望の確認にあたっては、改善の可能性等を詳細に説明する必要があり、例えば、入所者がおむつを使用している状態に慣れて、改善の可能性があるにも関わらず、おむつの使用継続を希望しているような場合は、本加算で求める入所者や家族の希望とはいえないことに留意が必要である。 	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	5
老人保健課、高齢者支援課（共通）	434	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	支援計画の実施（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）第2の5(37)⑥a～f等に基づくものをいう。以下同じ。）にあたっては、原則として「寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持又は立ち上がりを計画的に支援することとされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。また、離床時間の目安はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、廃用性機能障害は、基本的に回復が期待できるものであることを踏まえ、いわゆる「寝たきり」となることを防止する取組を実施するにあたり、計画的に行う離床等の支援を一定時間実施することを求めるものである。 ・ したがって、治療のための安静保持が必要であることやターミナルケア等を行っていることなど医学的な理由等により、やむを得ずベッド離床や座位保持を行うべきではない場合を除き、原則として、全ての入所者がベッド離床や座位保持を行っていることが必要である。 ・ なお、 <ul style="list-style-type: none"> － 具体的な離床時間については、高齢者における離床時間と日常生活動作は有意に関連し、離床時間が少ない人ほど日常生活動作の自立度が低い傾向にある（※）とのデータ等もあることを参考に、一定の時間を確保すること － 本人の生きがいを支援し、生活の質を高めていく観点から、離床中行う内容を具体的に検討して取り組むことも重要である。 <p>※ 第185回社会保障審議会介護給付費分科会資料123ページを参照 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000672514.pdf</p>	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	6
老人保健課、高齢者支援課（共通）	435	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	支援計画の実施にあたっては、原則として「食事の時間や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個人の習慣や希望を尊重することとされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、入所者が要介護状態となる以前の生活にどれだけ近づけるかという観点から、 <ul style="list-style-type: none"> － 個人の習慣や希望を踏まえた食事の時間の設定 － 慣れ親しんだ食器等の使用 － 管理栄養士や調理員等の関係職種との連携による、個人の嗜好や見栄え等に配慮した食事の提供 ・ また、 <ul style="list-style-type: none"> － 経管栄養といった医学的な理由等により、ベッド離床を行うべきではない場合を除き、ベッド上で食事をとる入所者がいないようすること － 入所者の体調や食欲等の本人の意向等に応じて、配膳・下膳の時間に配慮することといった取組を想定している。 ・ なお、衛生面に十分配慮のうえ、本人の状況を踏まえつつ、調理から喫食まで120分以内の範囲にできるように配膳することが望ましいが、結果的に喫食出来なかった場合に、レトルト食品の常備食を提供すること等も考えられること。 	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	7
老人保健課、高齢者支援課（共通）	436	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	支援計画の実施にあたっては、原則として「排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プライバシーに配慮したトイレを使用すること」とされているが、具体的にはどのような取組が求められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排せつは、プライバシーへの配慮等の観点から本来はトイレで行うものであり、要介護状態であっても、適切な介助により、トイレで排せつを行える場合も多いことから、多床室におけるポータブルトイレの使用は避けることが望ましい。 ・ このため、本加算は、日中の通常のケア（※）において、多床室でポータブルトイレを使用している利用者がいないことを想定している。 ※ 通常のケアではないものとして、特定の入所者について、在宅復帰の際にポータブルトイレを使用するため、可能な限り多床室以外での訓練を実施した上で、本人や家族等も同意の上で、やむを得ず、プライバシー等にも十分に配慮して一時的にポータブルトイレを使用した訓練を実施する場合が想定される ・ なお、「入所者ごとの排せつリズムを考慮」とは、 <ul style="list-style-type: none"> － トイレで排せつするためには、生理的な排便のタイミングや推定される膀胱内の残尿量の想定に基づき、入所者ごとの排せつリズムを考慮したケアを提供することが必要であり、全ての入所者について、個々の利用者の排せつケアに関連する情報等を把握し、支援計画を作成し定期的に見直すことや、 － 入所者に対して、例えば、おむつ交換にあたって、排せつリズムや、本人のQOL、本人が希望する時間等に沿って実施するものであり、こうした入所者の希望等を踏まえ、夜間、定時に一斉に巡回してすべての入所者のおむつ交換を一律に実施するような対応が行われていないことを想定している。 	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	8

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
老人保健課、 高齢者支援課 (共通)	437	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福 祉施設、介護老人保健 施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	支援計画の実施にあたっては、原則として「入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重すること」とされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尊厳の保持の観点から、すべての入所者が、特別浴槽でなく、個人浴槽等の一般浴槽で入浴していることが原則である。やむを得ず、特別浴槽（個人浴槽を除く。）を利用している入所者がいる場合についても、一般浴槽を利用する入所者と同様であるが、 <ul style="list-style-type: none"> － 入浴時間を本人の希望を踏まえた時間に設定することや － 本人の希望に応じて、流れ作業のような集団ケアとしないため、例えば、マンツーマン入浴ケアのように、同一の職員が居室から浴室までの利用者の移動や、脱衣、洗身、着衣等の一連の行為に携わること － 脱衣所や浴室において、プライバシーの配慮に十分留意すること 等の個人の尊厳の保持をより重視したケアを行うことが必要である。 ・ また、自立支援の観点から、入所者の残存能力及び回復可能性のある能力に着目したケアを行うことが重要である。 ・ なお、重度の要介護者に対して職員1人で個浴介助を行う場合には技術の習得が必要であり、事業所において組織的に研修等を行う取組が重要である。なお、両側四肢麻痺等の重度の利用者に対する浴室での入浴ケアは2人以上の複数の職員で行うことを想定している。 	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	9
老人保健課、 高齢者支援課 (共通)	438	03 施設サービス共通	【介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福 祉施設、介護老人保健 施設、介護医療院】	4 報酬	自立支援促進加算について	支援計画の実施にあたっては、原則として「生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限り自宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにする」とされるが、具体的にはどのような取組を行うことが求められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の入所者や家族の希望等を叶えるといった視点が重要であり、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> － 起床後着替えを行い、利用者や職員、家族や来訪者とコミュニケーションをとること － 趣味活動に興じることや、本人の希望に応じた外出をすること 等、本人の希望等を踏まえた、過ごし方に対する支援を行うことを求めるものである。 例えば、認知症の利用者においても、進行に応じて、その時点で出来る能力により社会参加することが本人の暮らしの支援につながると考えられる。 ・ なお、利用者の居室について、本人の愛着ある物（仏壇や家具、家族の写真等）を持ち込むことにより、本人の安心できる環境づくりを行うとの視点も重要である。 	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	10
認知症施策・地域介護 推進課	1064	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	L I F Eを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、L I F Eを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	34
認知症施策・地域介護 推進課	1065	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えると、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	35
認知症施策・地域介護 推進課	1066	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・ 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・ なお、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F Eでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。 	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	36
認知症施策・地域介護 推進課	1067	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算〔申出〕の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	37

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	1068	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	38
認知症施策・地域介護推進課	1069	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
認知症施策・地域介護推進課	1070	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
認知症施策・地域介護推進課	1071	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41
認知症施策・地域介護推進課	1072	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	42
認知症施策・地域介護推進課	1073	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度も A D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	43
認知症施策・地域介護推進課	1096	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index（以下「B I」という。）を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の研修とは、様々な主体によって実施される B I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定の B I に関するマニュアル（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）及び B I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどにより B I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまで B I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。 	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」 の送付について	5

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	1098	16 通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」の送付について	3
認知症施策・地域介護推進課	1099	16 通所介護事業	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F E に令和2年度のデータを提出できず、L I F E を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F E へのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各事業所において、L I F E 以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F E へのデータ提出を行い、L I F E を用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F E へのデータ提出及びL I F E を用いて算定基準を満たすことを確認し、 <ul style="list-style-type: none"> 一月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は <ul style="list-style-type: none"> 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。 	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」の送付について	1
認知症施策・地域介護推進課	1365	18 短期入所生活介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護】	3 運営	病院等との密接な連携により看護職員を確保する場合①	病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。）との密接な連携により看護職員を確保する場合について、連携先との間で連携に係る契約を締結する必要はあるか。	看護職員が行う看護業務は、利用者の処遇に直接影響を及ぼす業務であることから、連携を行うにあつては、予め契約等を締結し適切なサービス提供を担保しておく必要がある。（ただし、併設事業所を併設する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設との連携を行う場合は、この限りではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	71
認知症施策・地域介護推進課	1366	18 短期入所生活介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護】	3 運営	病院等との密接な連携により看護職員を確保する場合②	病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。以下、病院等という。）との密接な連携により看護職員を確保する場合、病院等の看護職員が必要に応じて指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行うこととされているが、具体的にはどのような場合に利用者の健康状態の確認を行う必要があるのか。	例えば、当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を初めて利用する利用者や、担当介護支援専門員等から前回利用時より状態が変化している等の報告があった利用者等にあつては、利用開始時に健康状態の確認を行うことが想定される。また、利用中どのような場合に健康状態の確認を行う必要があるかについては、個別の利用者ごとに異なるものであることから、利用開始時に健康状態の確認を行う際に、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員にあわせて確認しておくことが想定される。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	72
認知症施策・地域介護推進課	1450	18 短期入所生活介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護】	3 運営	病院等との密接な連携により看護職員を確保する場合②	病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。以下、病院等という。）との密接な連携により看護職員を確保する場合、病院等の看護職員が必要に応じて指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行うこととされているが、具体的にはどのような場合に利用者の健康状態の確認を行う必要があるのか。	例えば、当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を初めて利用する利用者や、担当介護支援専門員等から前回利用時より状態が変化している等の報告があった利用者等にあつては、利用開始時に健康状態の確認を行うことが想定される。また、利用中どのような場合に健康状態の確認を行う必要があるかについては、個別の利用者ごとに異なるものであることから、利用開始時に健康状態の確認を行う際に、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員にあわせて確認しておくことが想定される。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	72
認知症施策・地域介護推進課	1451	18 短期入所生活介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護】	4 報酬	連続利用日数の考え方	連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合、30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが、この連続利用日数を計算するにあたり、例えばA事業所にて連続15日間（介護予防）短期入所介護費を請求した後、同日にB事業所（A事業所と同一、隣接若しくは近接する敷地内になり事業所）の利用を開始し、利用開始日を含めて連続15日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求した場合、連続利用日数は何日となるのか。	30日となる。（介護予防）短期入所生活介護の利用日数は、原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており、連続利用日数の考え方でもこれに連動して介護報酬を請求した日数をもとに算定されるものである。このため、A事業所からB事業所に利用する事業所を変更した日については、A事業所・B事業所とも介護報酬請求を行うことから、利用変更日は2日と計算される。なお、上記の事例におけるB事業所がA事業所と同一敷地内にある場合、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であつて相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であつた場合は、A事業所は利用を終了した日の介護報酬請求はできないこととなっていることから、連続利用日数は29日となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	67

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	1452	18 短期入所生活介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】	4 報酬	連続利用日数の考え方	連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合、30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが、例えばA事業所にて連続30日間（介護予防）短期入所生活介護を請求し、同日にB事業所（A事業所と同一、隣接若しくは近接する敷地内にはない事業所）の利用を開始した場合、B事業所は利用開始日から介護報酬を請求することが可能であるか。	A事業所においてすでに連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求していることから、B事業所は利用開始日においては介護報酬を請求することはできず、当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり、利用開始日の翌日からは介護報酬を請求することができる。 なお、上記の事例におけるB事業所がA事業所と同一敷地内にある場合、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は、A事業所は利用を終了した日の介護報酬は請求できないこととなっていることから、B事業所は利用開始日には介護報酬を請求することができるが、B事業所の利用開始日をもって連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を算定していることとなることから、利用開始日の翌日は介護報酬を請求することはできず、当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり、利用開始日の翌々日から再び介護報酬を請求することができる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	68
認知症施策・地域介護推進課	1453	18 短期入所生活介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】	4 報酬	利用者に対して送迎を行う場合	訪問介護員等による送迎で短期入所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいか。	・送迎については、短期入所サービスの利用者に対して送迎を行う場合の加算において評価することとしており、利用者の心身の状況により短期入所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。 ・ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や、短期入所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとする。 ・なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業者が、当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することはできないこと	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	69
認知症施策・地域介護推進課	1454	18 短期入所生活介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】	4 報酬	利用者に対して送迎を行う場合	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、利用者に対して送迎を行う場合の加算は算定できるのか。	指定短期入所生活介護等事業者は、指定短期入所生活介護等事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定短期入所生活介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することができる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	70
認知症施策・地域介護推進課	1473	18 短期入所生活介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護】	5 その他	その他日常生活費	その他日常生活費について、その具体的な範囲は「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）別紙（2）①②に示しているが、（介護予防）短期入所生活介護利用中における私物の洗濯に係る費用はこれに該当するのか。	（介護予防）短期入所生活介護利用中における私物の洗濯代は、その他日常生活費には含まれないものである。また、（介護予防）短期入所生活介護については、サービス提供期間が短期間であるものの、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと同様、利用者の日常生活全般にわたり援助を行ってきたところであり、利用者がサービス利用期間中に私物の洗濯を希望する場合は、基本的に事業所サービスとして行われるべきものである。したがって、私物の洗濯代については、利用者がサービス利用期間中に希望し、個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできない。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収することとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	73
老人保健課	1510	19 短期入所療養介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】	4 報酬	連続利用日数の考え方	連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合、30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが、この連続利用日数を計算するにあたり、例えばA事業所にて連続15日間（介護予防）短期入所介護費を請求した後、同日にB事業所（A事業所と同一、隣接若しくは近接する敷地内にはない事業所）の利用を開始し、利用開始日を含めて連続15日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求した場合、連続利用日数は何日となるのか。	30日となる。（介護予防）短期入所生活介護の利用日数は、原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており、連続利用日数の考え方もこれに連動して介護報酬を請求した日数をもとに算定されるものである。このため、A事業所からB事業所に利用する事業所を変更した日については、A事業所・B事業所とも介護報酬請求を行うことから、利用変更日は2日と計算される。なお、上記の事例におけるB事業所がA事業所と同一敷地内にある場合、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は、A事業所は利用を終了した日の介護報酬請求はできないこととなっていることから、連続利用日数は29日となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	67
老人保健課	1511	19 短期入所療養介護事業	【（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】	4 報酬	連続利用日数の考え方	連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合、30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが、例えばA事業所にて連続30日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求し、同日にB事業所（A事業所と同一、隣接若しくは近接する敷地内にはない事業所）の利用を開始した場合、B事業所は利用開始日から介護報酬を請求することが可能であるか。	A事業所においてすでに連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求していることから、B事業所は利用開始日においては介護報酬を請求することはできず、当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり、利用開始日の翌日からは介護報酬を請求することができる。 なお、上記の事例におけるB事業所がA事業所と同一敷地内にある場合、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は、A事業所は利用を終了した日の介護報酬は請求できないこととなっていることから、B事業所は利用開始日には介護報酬を請求することができるが、B事業所の利用開始日をもって連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を算定していることとなることから、利用開始日の翌日は介護報酬を請求することはできず、当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり、利用開始日の翌々日から再び介護報酬を請求することができる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	68

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
老人保健課	1512	19 短期入所療養介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護】	4 報酬	利用者に対して送迎を行う場合	訪問介護員等による送迎で短期入所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいか。	・送迎については、短期入所サービスの利用者に対して送迎を行う場合の加算において評価することとしており、利用者の心身の状況により短期入所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。 ・ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や、短期入所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとする。 ・なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業者が、当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することはできないことに留意すること	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	69
老人保健課	1513	19 短期入所療養介護事業	【(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護】	4 報酬	利用者に対して送迎を行う場合	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、利用者に対して送迎を行う場合の加算は算定できるのか。	指定短期入所生活介護等事業者は、指定短期入所生活介護等事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定短期入所生活介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することができる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	70
高齢者支援課	1564	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	L I F E を用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。	令和3年度に A D L 維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出する Barthel Index は合計値でよいが、令和4年度以降に A D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	34
高齢者支援課	1565	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	35
高齢者支援課	1566	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	・令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・なお、「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F E での確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算 [申出]」令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	36
高齢者支援課	1567	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算 [申出] の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	37
高齢者支援課	1568	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。		3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	38

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発行時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	1569	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
高齢者支援課	1570	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度のA D L 値を遡って入力する際に、過去分のA D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分のA D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のA D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
高齢者支援課	1571	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41
高齢者支援課	1572	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	42
高齢者支援課	1573	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もA D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	43
高齢者支援課	1574	20 特定施設入居者生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、施設系サービス、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生の管理、口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。	協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	80
高齢者支援課	1576	20 特定施設入居者生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。	入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定できる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日)問74の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	83
高齢者支援課	1577	20 特定施設入居者生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算の算定に当たって作成することとなっている「口腔衛生管理体制計画」については、施設ごとに計画を作成すればよいのか。	施設ごとに計画を作成することとなる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日)問80の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	84

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	1587	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (以下「B I」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB I に関するマニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html) 及びB I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。 	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	5
高齢者支援課	1588	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」の送付について	3
高齢者支援課	1589	20 特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F E に令和2年度のデータを提出できず、L I F E を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F E へのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各事業所において、L I F E 以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F E へのデータ提出を行い、L I F E を用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F E へのデータ提出及びL I F E を用いて算定基準を満たすことを確認し、 <ul style="list-style-type: none"> 一 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は <ul style="list-style-type: none"> 一 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い(4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施)、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」の送付について	1
高齢者支援課	1745	24 介護老人福祉施設	2.4.介護老人福祉施設、4.6.地域密着型介護老人福祉施設	1 人員	夜勤職員【ユニット型施設】 ユニット数が奇数の場合	ユニット型施設には、2ユニットで1人以上の夜勤職員の配置が義務付けられているが、当該施設が従来型とユニット型の併設施設(以下「併設施設」という。)であったり、そのユニット数が奇数であったりした場合、どのように配置すればよいか。	<p>1 個別ケアを推進する観点からユニット型施設における夜勤体制について特別の規定を設けたことを考えると、併設施設については、ユニット型の部分と従来型の部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要である取扱いとしている。(いずれかを満たさない場合、全ての利用者について夜勤減算となる。平成12年老企第40号通知第二の5の(5)等を参照のこと。)</p> <p>2 従来型施設の一部を準ユニットケア加算を算定できる小グループ(準ユニット)に分けた場合、当該準ユニットはユニットと同一視できることから、夜勤体制についても、1ユニット+1準ユニットで1名という体制にすることは可能である。そのため、ユニット数が奇数の場合には、従来型施設の1部分を準ユニットに改修するなどの工夫が考えられる。</p> <p>3 なお、1名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは原則として避けるべきであるが、改修等によりやむを得ず同一階に奇数ユニットを設けることとなった場合に、隣接する階段等を通じて昇降が容易にできる構造になっているときには、1名の夜勤者が隣接階にある2ユニットを担当することとしても差し支えないこととする。</p> <p>4 「個室的多床室」、「準ユニットケア加算」や「サテライト型居住施設」等、施設の工夫により柔軟な形でユニットケアを行うことが可能となるような仕組みを設けているところであり、可能な限り、こうした仕組みを活用することが望まれる。</p> <p>5 ただし、併設施設の夜勤体制については、介護老人福祉施設における医療ニーズへの柔軟な対応を促す観点から、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年12月10日厚告29)に基づく夜勤体制の最低基準を満たした上で、加配分の看護職員に限り、従来型の部分とユニット型の部分の兼務を認める取り扱いとする(介護職員については従前の通りとする)。</p> <p>※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。</p> <p>※ 介護老人福祉施設等に関するQ&A(平成18年3月31日介護制度改革information vol.88)の問1については削除する。</p>	事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10)(平成31年3月日)」の送付について	1
高齢者支援課	1848	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	L I F E を用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にA D L 維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にA D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	34

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	1849	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	35
高齢者支援課	1850	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に算定の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 令和4年度以降に算定の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 なお、「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F E での確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。 	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	36
高齢者支援課	1851	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算 [申出]の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	37
高齢者支援課	1852	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	38
高齢者支援課	1853	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
高齢者支援課	1854	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
高齢者支援課	1855	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	1856	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	42
高齢者支援課	1857	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もA D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	43
高齢者支援課	1860	24 介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅰ)について	排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。	排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F E を用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	101
高齢者支援課	1861	24 介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	102
高齢者支援課	1862	24 介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	103
高齢者支援課	1863	24 介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	104
高齢者支援課	1864	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (以下「B I」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	・ 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB I に関するマニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094.00037.html) 及びB I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 ・ また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	5
高齢者支援課	1865	24 介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」の送付について	3

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	1866	24 介護老人福祉施設	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F Eに令和2年度のデータを提出できず、L I F Eを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	・ 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F Eへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 ① 各事業所において、L I F E以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F Eへのデータ提出を行い、L I F Eを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F Eへのデータ提出及びL I F Eを用いて算定基準を満たすことを確認し、 一 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は 一 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 ・ なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」 の送付について	1
老人保健課	1960	25 介護老人保健施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅰ)について	排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。	排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F Eを用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	101
老人保健課	1961	25 介護老人保健施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	102
老人保健課	1962	25 介護老人保健施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	103
老人保健課	1963	25 介護老人保健施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	104
認知症施策・地域介護推進課	2190	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	L I F Eを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にA D L 維持等加算を算定する場合に、L I F Eを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にA D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	34
認知症施策・地域介護推進課	2191	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	35

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護 推進課	2192	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	これまで A D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は 令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 なお、「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F Eでの確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算 [申出]の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。 	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	36
認知症施策・地域介護 推進課	2193	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	これまでは、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算 [申出]の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、こ れに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。 令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の 前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	37
認知症施策・地域介護 推進課	2194	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて 決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、 従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	38
認知症施策・地域介護 推進課	2195	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していた が、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後 の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	39
認知症施策・地域介護 推進課	2196	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	令和2年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者 がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考 える値であれば問題ない。令和3年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が 測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	40
認知症施策・地域介護 推進課	2197	42 認知症対応型通所 介護事業	【通所介護、特定施設 入居者生活介護、介護 老人福祉施設、地域密 着型通所介護、認知症 対応型通所介護、地域 密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に ついて	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間 はどうなるのか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始 月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	41

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	2198	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	42
認知症施策・地域介護推進課	2199	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もA D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	43
認知症施策・地域介護推進課	2201	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index（以下「B I」という。）を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB I に関するマニュアル（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）及びB I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。 	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	5
認知症施策・地域介護推進課	2203	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」の送付について	3
認知症施策・地域介護推進課	2204	42 認知症対応型通所介護事業	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F E に令和2年度のデータを提出できず、L I F E を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F E へのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 ① 各事業所において、L I F E 以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F E へのデータ提出を行い、L I F E を用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F E へのデータ提出及びL I F E を用いて算定基準を満たすことを確認し、 一 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は 一 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。 	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」の送付について	1
認知症施策・地域介護推進課	2237	43 小規模多機能型居宅介護事業	【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】	1 人員	併設する居宅サービス事業所等との兼務の可否	居宅サービス事業所（居宅介護支援事業所、通所介護事業所等）と併設する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該居宅サービス事業所の管理者と兼務することは可能か。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者についてはどうか。	小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該事業所の従業者のほか、職員の行き来を認めている6施設等（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院）及び同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（夜間対応型訪問介護、訪問介護又は訪問看護の事業を一体的に運営している場合は当該事業所）の職務（管理者を含む）についてのみ兼務可能である。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)（平成24年3月16日）問161は削除する。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	19

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	2261	43 小規模多機能型居宅介護事業	【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】	3 運営	定員超過利用	過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービス提供を行うことができるが、この場合の「過疎地域その他これに類する地域」とは具体的にどのような地域が該当するのか。また、当該取扱いは、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認められた場合に限り、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで延長を可能とするとされているが、将来のサービスの需要の見込みとはどのような場合を想定しているのか。	・具体的にどの地域まで対象範囲にするかについては、地域の実情に応じて各市町村でご判断いただいで差し支えない。 ・将来のサービスの需要の見込みについては、当該地域における指定小規模多機能型居宅介護のニーズが成熟化し利用者数が減少傾向にある場合や、利用者数は増加しているものの数年後に減少傾向になることが予測されている場合等が想定される。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	17
認知症施策・地域介護推進課	2262	43 小規模多機能型居宅介護事業	【(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護】	3 運営	通所困難な利用者の入浴機会の確保	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に対する指定訪問入浴介護の提供について、連携方法や費用負担についての考え方如何。	看取り期等で通いが困難となった利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、当該サービスの提供に関する連携方法、費用負担について、事業者間で調整及び協議の上、決定されたい。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	7
認知症施策・地域介護推進課	2286	43 小規模多機能型居宅介護事業	【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	短期利用居宅介護費	宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであるが、空いている宿泊室の数を超過して、登録者の宿泊サービス利用と登録者以外の短期利用の希望が重複した場合の対応如何。	登録者以外の短期利用は、登録者に対するサービスの提供に支障がない場合に認められるものであり、お尋ねのケースであれば、登録者に対する宿泊サービスを優先すべきである。ただし、利用の緊急度に応じて柔軟な対応も可能である。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (平成27年4月1日) 問67は削除する。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	18
認知症施策・地域介護推進課	2293	43 小規模多機能型居宅介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】	5 その他	サテライト事業所	既に認知症グループホームとして指定を受けている事業所が、サテライト事業所に移行することは可能か。	・可能である。この場合、事業所の職員に変更がないなど事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、サテライト事業所としての新規指定を指定権者である市町村から受ける必要はなく、変更届及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧の変更の届出のみで差し支えない。 ・なお、介護保険事業所番号の設定については、サービスの種別ごとかつ事業所ごとに行うこととされていることから、別の指定となる認知症グループホームの本体事業所及びサテライト事業所が既に指定を受けている場合には、既存の事業所番号を用いることとし、事業所番号を変更する必要はない。 ※ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所についても同様の取扱いとする。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	28
認知症施策・地域介護推進課	2311	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	1 人員	計画作成担当者の配置	計画作成担当者は、他の事業所との兼務は可能か。	介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条第5項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第70条第5項)。 ※ 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ & A (平成18年5月2日) 問16は削除する。 ※ 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ & A (平成18年5月2日) 問17は削除する。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	24
認知症施策・地域介護推進課	2323	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	3 運営	サテライト事業所	サテライト事業所を本体事業所と同一の建物に又は同一敷地に別棟で設置することはできるか。	サテライト事業所は、地域の実情に応じて、利用者にとってより身近な地域で認知症対応型共同生活介護のサービス提供が可能になるよう設置すべきものであり、同一の建物又は同一敷地に別棟で設置することは認められない。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	20
認知症施策・地域介護推進課	2324	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	3 運営	サテライト事業所	A県(市)所在の認知症グループホームを本体事業所として、A県(市)の隣にあるB県(市)にサテライト事業所を設置することは可能か。なお、本体事業所とサテライト事業所は、通常の交通手段を利用して20分以内で移動できる範囲内にある。	お問い合わせのケースの場合、本体事業所と密接な連携を確保しつつ、サテライト事業所の運営を行うのであれば、所在県(市)が異なる場合もサテライト事業所として差し支えない。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	21

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	2325	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	3 運営	運営推進会議を活用した評価	認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。	・毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。 ・ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について	25
認知症施策・地域介護推進課	2326	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	3 運営	運営推進会議を活用した評価	今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。	・貴見のとおり。 ・なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について	26
認知症施策・地域介護推進課	2327	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	3 運営	運営推進会議を活用した評価	「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。	できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について	27
認知症施策・地域介護推進課	2376	44 認知症対応型共同生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、施設系サービス、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生の管理、口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。	協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	80
認知症施策・地域介護推進課	2377	44 認知症対応型共同生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。	入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定できる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（平成30年3月23日）問74の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	83
認知症施策・地域介護推進課	2378	44 認知症対応型共同生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算の算定に当たって作成することとなっている「口腔衛生管理体制計画」については、施設ごとに計画を作成すればよいのか。	施設ごとに計画を作成することとなる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（平成30年3月23日）問80の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	84
認知症施策・地域介護推進課	2379	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	4 報酬	報酬の取扱い	認知症グループホームはユニット数別の報酬設定となっているところ、サテライト事業所がある場合のユニット数とは何を指すか。	・本体事業所とサテライト事業所それぞれのユニット数を指す。 ・例えば、本体事業所のユニット数が2、サテライト事業所のユニット数が1である場合、本体事業所では認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（共同生活住居の数が2以上である場合）を算定し、サテライト事業所では認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）（共同生活住居の数が1である場合）を算定する。 ・なお、地域区分については、本体事業所とサテライト事業所の区分が異なる場合、それぞれの所在地における区分を適用する。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について	22
認知症施策・地域介護推進課	2380	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】	4 報酬	夜間支援体制加算	3ユニットで2名の夜勤配置に常勤換算で1名を追加配置した場合は対象となるか。	当該配置は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条第1項ただし書き及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第70条第1項ただし書きに規定する、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件とする例外措置（この場合、利用者のケアの質の確保や職員の業務負担にも十分に配慮すること。）であり、本加算制度においては通常の配置を超えて夜勤職員を手厚く配置していることを評価しているものであることから、ご質問の配置では加算対象にならない。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について	23

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	2387	44 認知症対応型共同生活介護事業	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】	5 その他	サテライト事業所	既に認知症グループホームとして指定を受けている事業所が、サテライト事業所に移行することは可能か。	・可能である。この場合、事業所の職員に変更がないなど事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、サテライト事業所としての新規指定を指定権者である市町村から受ける必要はなく、変更届及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧の変更の届出のみで差し支えない。 ・なお、介護保険事業所番号の設定については、サービスの種別ごとかつ事業所ごとに行うこととされていることから、別の指定となる認知症グループホームの本体事業所及びサテライト事業所が既に指定を受けている場合には、既存の事業所番号を用いることとし、事業所番号を変更する必要はない。 ※（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所についても同様の取扱いとする。	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」 の送付について	28
高齢者支援課	2393	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II) について	L I F E を用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。	令和3年度に A D L 維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出する Barthel Index は合計値でよいが、令和4年度以降に A D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	34
高齢者支援課	2394	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II) について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	35
高齢者支援課	2395	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II) について	これまで A D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定しようとする場合の届出は、どのように行うのか。	・令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・なお、「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F E での確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算 [申出] の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	36
高齢者支援課	2396	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II) について	これまで、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算 [申出] の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	37
高齢者支援課	2397	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II) について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	38

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	2398	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
高齢者支援課	2399	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
高齢者支援課	2400	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41
高齢者支援課	2401	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	42
高齢者支援課	2402	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	ADL維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	43
高齢者支援課	2403	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、施設系サービス、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生の管理、口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。	協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	80
高齢者支援課	2404	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。	入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定できる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日)問74の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	83

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	2405	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 報酬	口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算の算定に当たって作成することとなっている「口腔衛生管理体制計画」については、施設ごとに計画を作成すればよいのか。	施設ごとに計画を作成することとなる。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日)問80の修正。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	84
高齢者支援課	2413	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (以下「B I」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	・ 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB I に関するマニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html) 及びB I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 ・ また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	5
高齢者支援課	2414	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」の送付について	3
高齢者支援課	2415	45 地域密着型特定施設入居者生活介護事業	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F E に令和2年度のデータを提出できず、L I F E を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	・ 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F E へのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 ① 各事業所において、L I F E 以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F E へのデータ提出を行い、L I F E を用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F E へのデータ提出及びL I F E を用いて算定基準を満たすことを確認し、 一 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は 一 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い(4月サービス提供分他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施)、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 ・ なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 ・ また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」の送付について	1
高齢者支援課	2431	46 地域密着型介護老人福祉施設	【地域密着型介護老人福祉施設】	1 人員	サテライト型居住施設における栄養士又は管理栄養士の配置	サテライト型居住施設に配置する栄養士又は管理栄養士について、本体施設の栄養士又は管理栄養士によるサービス提供が、サテライト型居住施設の入居者に対して適切に行われていると認められる場合でも、本体施設以外の他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図り、適切な栄養管理が行われていなければならぬのか。	・ 指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設を含む。)においては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入居者に対する適切な栄養管理が行われている場合、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 ・ また、サテライト型居住施設においては、本体施設の栄養士又は管理栄養士によるサービス提供が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者に対して適切に行われると認められるときは、本体施設以外の他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携は不要であり、置かないことが可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	110
高齢者支援課	2491	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	L I F E を用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にA D L 維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にA D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	34
高齢者支援課	2492	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	35

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	2493	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上で A D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 なお、「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F E での確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。 	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	36
高齢者支援課	2494	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	37
高齢者支援課	2495	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	38
高齢者支援課	2496	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
高齢者支援課	2497	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
高齢者支援課	2498	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41
高齢者支援課	2499	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	42
高齢者支援課	2500	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度も A D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	43

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	2501	46 地域密着型介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅰ)について	排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。	排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F E を用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	101
高齢者支援課	2502	46 地域密着型介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	102
高齢者支援課	2503	46 地域密着型介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	103
高齢者支援課	2504	46 地域密着型介護老人福祉施設	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	104
高齢者支援課	2505	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (以下「B I」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	・ 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB I に関するマニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html) 及びB I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 ・ また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」 の送付について	5
高齢者支援課	2506	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度にA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したA D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」 の送付について	3
高齢者支援課	2507	46 地域密着型介護老人福祉施設	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F E に令和2年度のデータを提出できず、L I F E を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	・ 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F E へのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 ① 各事業所において、L I F E 以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F E へのデータ提出を行い、L I F E を用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F E へのデータ提出及びL I F E を用いて算定基準を満たすことを確認し、 一 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は 一 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い(4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施)、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 ・ なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 ・ また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.9) (令和3年4月30日)」 の送付について	1

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
老人保健課	2532	47 看護小規模多機能型居宅介護	【(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護】	3 運営	通所困難な利用者の入浴機会の確保	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に対する指定訪問入浴介護の提供について、連携方法や費用負担についての考え方如何。	看取り期等で通いが困難となった利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、当該サービスの提供に関する連携方法、費用負担について、事業者間で調整及び協議の上、決定されたい。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について	7
老人保健課	2547	47 看護小規模多機能型居宅介護	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅰ)について	排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。	排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F Eを用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	101
老人保健課	2548	47 看護小規模多機能型居宅介護	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	102
老人保健課	2549	47 看護小規模多機能型居宅介護	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	103
老人保健課	2550	47 看護小規模多機能型居宅介護	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について	104
老人保健課	2552	47 看護小規模多機能型居宅介護	【居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について	サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。	<ul style="list-style-type: none"> これらの加算については、算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月の翌月10日までに、L I F Eへの情報提出を行っていただくこととしている。 当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提とした、短期間の入院等による30日未満のサービス利用の中断については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。 一方、長期間の入院等により、30日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。 <p>※ サービス利用開始時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算 ※ サービス利用終了時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算</p>	3.6.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.991 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.10) (令和3年6月9日)」の送付について	2
老人保健課	2559	47 看護小規模多機能型居宅介護	【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】	5 その他	サテライト事業所	既に認知症グループホームとして指定を受けている事業所が、サテライト事業所に移行することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 可能である。この場合、事業所の職員に変更がないなど事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、サテライト事業所としての新規指定を指定権者である市町村から受ける必要はなく、変更届及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧の変更の届出のみで差し支えない。 なお、介護保険事業所番号の設定については、サービスの種別ごとかつ事業所ごとに行うこととされていることから、別の指定となる認知症グループホームの本体事業所及びサテライト事業所が既に指定を受けている場合には、既存の事業所番号を用いることとし、事業所番号を変更する必要はない。 ※ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所についても同様の取扱いとする。 	3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.4) (令和3年3月29日)」の送付について	28

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
高齢者支援課	2567	46 地域密着型介護老人福祉施設	2 4.介護老人福祉施設、4 6.地域密着型介護老人福祉施設	1 人員	夜勤職員【ユニット型施設】ユニット数が奇数の場合	ユニット型施設には、2 ユニットで1 人以上の夜勤職員の配置が義務付けられているが、当該施設が従来型とユニット型の併設施設（以下「併設施設」という。）であったり、そのユニット数が奇数であったりした場合、どのように配置すればよいか。	1 個別ケアを推進する観点からユニット型施設における夜勤体制について特別の規定を設けたことを考えると、併設施設については、ユニット型の部分と従来型の部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要である取扱いとしている。（いずれかを満たさない場合、全ての利用者について夜勤減算となる。平成12 年老企第40号通知第二の5 の（5）等を参照のこと。） 2 従来型施設の一部を準ユニットケア加算を算定できる小グループ（準ユニット）に分けた場合、当該準ユニットはユニットと同一視できることから、夜勤体制についても、1 ユニット+1 準ユニットで1 名という体制にすることは可能である。そのため、ユニット数が奇数の場合には、従来型施設の1 部分を準ユニットに改修するなどの工夫が考えられる。 3 なお、1 名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは原則として避けるべきであるが、改修等によりやむを得ず同一階に奇数ユニットを設けることとなった場合に、隣接する階段等を通じて昇降が容易にできる構造になっているときには、1 名の夜勤者が隣接階にある2 ユニットを担当することとしても差し支えないこととする。 4 「個室的多床室」、「準ユニットケア加算」や「サテライト型居住施設」等、施設の工夫により柔軟な形でユニットケアを行うことが可能となるような仕組みを設けているところであり、可能な限り、こうした仕組みを活用することが望まれる。 5 ただし、併設施設の夜勤体制については、介護老人福祉施設における医療ニーズへの柔軟な対応を促す観点から、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12 年12月10 日厚告29）に基づく夜勤体制の最低基準を満たした上で、加配分の看護職員に限り、従来型の部分とユニット型の部分の兼務を認める取り扱いとする（介護職員については従前の通りとする）。 ※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。 ※ 介護老人福祉施設等に関するQ&A（平成18 年3月31 日介護制度改革information vol.88）の間1 については削除する。	事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.10）（平成31年3月日）」の送付について	1
認知症施策・地域介護推進課	2685	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II)について	L I F E を用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3 年度にA D L 維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4 年度以降にA D L 維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	34
認知症施策・地域介護推進課	2686	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II)について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6 月を超えらるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6 月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6 月以上利用していれば評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	35
認知症施策・地域介護推進課	2687	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II)について	これまでA D L 維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3 年度又は令和4 年度に新たに算定しようとする場合の届出は、どのように行うのか。	・ 令和3 年度に算定の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算【申出】の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上でA D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・ 令和4 年度以降に算定の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算【申出】の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E 上でA D L 利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 ・ なお、「A D L 維持等加算【申出】の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F E での確認の結果、A D L 利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L 維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L 維持等加算【申出】の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	36
認知症施策・地域介護推進課	2688	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(I)・(II)について	これまでは、初めてA D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算【申出】の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。	令和3 年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4 年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	37

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護 推進課	2689	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	38
認知症施策・地域介護 推進課	2690	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	39
認知症施策・地域介護 推進課	2691	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和2年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。	令和2年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	40
認知症施策・地域介護 推進課	2692	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。	要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	41
認知症施策・地域介護 推進課	2693	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。	A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	42
認知症施策・地域介護 推進課	2694	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度も A D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」 の送付について	43
認知症施策・地域介護 推進課	2717	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index（以下「B I」という。）を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	・ 一定の研修とは、様々な主体によって実施される B I の測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定の B I に関するマニュアル（ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html ）及び B I の測定についての動画等を用いて、B I の測定方法を学習することなどが考えられる。 ・ また、事業所は、B I による評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどにより B I の測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまで B I による評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.9 事務連絡 介護保険最新情報vol.965 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.5) (令和3年4月9日)」 の送付について	5
認知症施策・地域介護 推進課	2719	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年度介護報酬改定により、A D L 値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度に A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、A D L 値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度に A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した A D L 値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定した A D L 値を持って代替することとして差し支えない。	3.4.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.966 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6) (令和3年4月15日)」 の送付について	3

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護推進課	2720	48 地域密着型通所介護事業	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	4 報酬	A D L 維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにL I F Eに令和2年度のデータを提出できず、L I F Eを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月よりA D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにL I F Eへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各事業所において、L I F E以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。 この場合であっても、速やかに、L I F Eへのデータ提出を行い、L I F Eを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、L I F Eへのデータ提出及びL I F Eを用いて算定基準を満たすことを確認し、 <ul style="list-style-type: none"> 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること 又は <ul style="list-style-type: none"> 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること 等の取り扱いを行うこと。 ・ なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。 ・ また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。 	3.4.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.975 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.9）（令和3年4月30日）」 の送付について	1
老人保健課	2747	49 介護医療院	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅰ)について	排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。	排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F Eを用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	101
老人保健課	2748	49 介護医療院	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	102
老人保健課	2749	49 介護医療院	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について	排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	103
老人保健課	2750	49 介護医療院	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】	4 報酬	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」 の送付について	104